

# 2022年10月診療報酬改定 に関するお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、2022年度4月改定版「はやわかりマニュアル」3種につきまして発行させていただきますが、この度の10月改定項目につきましては、反映されていません。ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、10月改定につきましては、下記の通りとなりますので、併せてご確認くださいませようお願い申し上げます。

記



## ◆ 2022年10月診療報酬改定項目

<b>新 設</b>	看護職員処遇改善評価料
<b>新 設</b>	医療情報・システム基盤整備体制充実加算
<b>廃 止</b>	電子的保健医療情報活用加算 <small>※診療報酬はやわかりマニュアルP3、調剤報酬はやわかりマニュアルP4</small>

### 【新設】 看護職員処遇改善評価料

#### 具体的な内容

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関において、勤務する看護職員の処遇を改善するための措置を実施している場合の評価を新設する。

#### 新設報酬名称と点数

#### 看護職員処遇改善評価料（1日につき）

1	看護職員処遇改善評価料 1	1点
2	看護職員処遇改善評価料 2	2点
3	看護職員処遇改善評価料 3	3点
↓		
145	看護職員処遇改善評価料145	145点
146	看護職員処遇改善評価料146	150点
147	看護職員処遇改善評価料147	160点
↓		
165	看護職員処遇改善評価料165	340点

### 【新設】 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

#### 具体的な内容

1. 保険医療機関において、初診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制について、新たに評価を行うとともに、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を利用した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合は、患者情報の取得等が効率化されることを踏まえ、別の評価とする。
2. 保険薬局において、患者の薬剤情報や特定健診情報等を活用して質の高い調剤等を実施する体制について、新たに評価を行うとともに、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を利用した場合は、患者情報の取得等が効率化されることを踏まえ、別の評価とする。

#### 新設報酬名称と点数

#### 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

	医科	調剤
1. 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合	4点（月1回）	1. 3点（6カ月に1回）
2. 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合	2点（月1回）	2. 1点（6カ月に1回）